

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	中京法律専門学校
設置者名	学校法人 中京法律学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	法律科	夜・通信	76 単位	12 単位	
	実務法律科	夜・通信	76 単位	6 単位	
	行政教養科	夜・通信	56 単位	3 単位	
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.chuhou.ac.jp/school/purpose/ 情報公開>学校基本情報(PDF) P4
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	中京法律専門学校
設置者名	学校法人 中京法律学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

https://www.chuhou.ac.jp/school/purpose/ 情報公開>学校基本情報(PDF) P2
--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
学外(非常勤)	税理士	令和元年7月1日～ 令和5年6月30日	財務
学外(非常勤)	行政書士	令和元年7月1日～ 令和5年6月30日	理事長代行 総務
(備考) 理事の任期は原則4年。再任あり(回数の定めなし)。 ※その他学外者理事、1名あり			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	中京法律専門学校
設置者名	学校法人 中京法律学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p><授業計画書(シラバス)の作成過程></p> <p>各年度「受講の手引き」(冊子)を作成し、その中に「授業概要」を掲載(科目名・開講学期・単位数・講師名・履修可能学年・講師プロフィール・科目の概要・授業の内容・受講生に望むこと・評価方法・使用教科書・参考図書等)</p> <p>作成にあたり、講義ごと教員に原稿の提出をしてもらい、それをまとめたものを印刷会社に冊子として納品してもらう。</p> <p><授業計画書の作成・公表時期></p> <p>「受講の手引き」冊子は、新年度開始までに納品してもらい、新年度ガイダンスにて在校生・新入生に配布。学外に向けては、5月頃「授業概要」をPDFデータにしたものをホームページ内に掲載。</p>	
授業計画書の公表方法	<p>https://www.chuhou.ac.jp/student/</p> <p>在校生の方へ>授業概要(PDF)</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p><成績評価の方法></p> <p>通年科目については、前期および後期においてそれぞれ成績評価を行い、学年末にこれらを基礎として総合評価を行う。半期科目については、半期の成績をもって総合成績の評価とする。</p> <p>成績評価は、定期試験の点数を基礎とし、これに出席状況・受講態度その他の平常点を考慮する方法で行う。成績表は、A・B・C・D・Eの5段階評価とする。90点以上をA、80点以上89点以下をB、70点以上79点以下をC、60点以上69点以下をD、59点以下をE(不合格)とする。成績評価にはGPAを用いている。</p> <p><単位認定の方法></p> <p>単位認定は、総合成績によって判定される。総合成績において、A・B・C・Dの評価を受けた者は単位認定され、E評価を受けたものは単位認定されない。また単位認定における出席要件を満たさなかった場合の成績評価はE(不合格)となる。</p>	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>成績評価における客観的な指標としてG P Aを活用 G P Aの算出方法は、履修科目の成績評価(Grade)であるA・B・C・D・EにそれぞれのGrade Point(Aは4、Bは3、Cは2、Dは1、Eは0)を与えて、単位数を掛けた数字を足し、総履修登録単位数で割ったものである(小数点以下第2位を四捨五入)。 成績証明書には、年次ごとのG P Aと入学時からの累積G P Aが記載される。 $G P A = (4 \times A \text{ 修得単位数}) + (3 \times B \text{ 修得単位数}) + (2 \times C \text{ 修得単位数}) + (1 \times D \text{ 修得単位数}) / \text{総履修登録単位数}$ (不合格評価E単位数を含む)</p>	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	https://www.chuhou.ac.jp/school/purpose/ 情報公開>学校基本情報(PDF) P5
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>本校を卒業するには、次に定める学科の必要単位数を取得しなければならない。 ※修業年限内に卒業に必要な単位数を取得できなかった者は、留年とする。</p> <p><卒業要件単位> 法律科(4年課程) 176単位以上 実務法律科(2年課程) 88単位以上 行政教養科(1年課程) 44単位以上</p> <p>卒業認定の方法としては、卒業年次学生の成績が確定後、総取得単位数が記載された名簿リストをもとに、教員会議により卒業者の認定を行う。</p>	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	https://www.chuhou.ac.jp/school/purpose/ 情報公開>学校基本情報(PDF) P6

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	中京法律専門学校
設置者名	学校法人 中京法律学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.chuhou.ac.jp/school/purpose/ 情報公開>財務諸表等(PDF)
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
文化教養		専門課程	法律科		○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
4年	昼	176 単位	320 単位	24 単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
		単位時間/単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
160 人		179 人	0 人	4 人(各科共通)	32 人(各科共 通)	36 人(各科 共通)	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）開講科目の中から選択履修し（必修科目・自動登録科目あり）、各科目（半期・通年）ごとに単位が認定される。授業は1科目90分で、年間40週（半期20週）を基本としている。授業内容は法学及び各種試験対策が中心となっている。
成績評価の基準・方法
（概要）定期試験の点数を基礎とし、これに出席状況・受講態度その他の平常点を考慮し、成績評価を行う。成績表はA～Eの5段階評価で、A～Dの評価を受けた者は単位認定され、Eは単位認定されない。成績評価はGPAを用いている。
卒業・進級の認定基準
（概要）法律科を卒業するには、所定の必要単位数を取得しなければならない（卒業要件単位 176 単位以上）。進級の認定基準はないが、修業年限内に単位を取得できなかった場合は留年となる。
学修支援等
（概要）法律科の入学生で希望するものは、提携校である中央大学の法学部通信教育課程を併修できる。卒業をすると中央大学から「学士」の学位が授与される。公務員試験や大学編入など、各試験対策に関する個別サポートを行っている。

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
文化教養		専門課程	実務法律科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	88 単位	320 単位	20 単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
80 人	39 人	0 人	4 人(各科共通)	32 人(各科共 通)	36 人(各科 共通)		

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) 開講科目の中から選択履修し(一部自動登録科目あり)、各科目(半期・通年)ごとに単位が認定される。授業は1科目90分で、年間40週(半期20週)を基本としている。授業内容は法学及び各種試験対策が中心となっている。
成績評価の基準・方法
(概要) 定期試験の点数を基礎とし、これに出席状況・受講態度その他の平常点を考慮し、成績評価を行う。成績表はA～Eの5段階評価で、A～Dの評価を受けた者は単位認定され、Eは単位認定されない。成績評価はGPAを用いている。
卒業・進級の認定基準
実務法律科を卒業するには、所定の必要単位数を取得しなければならない(卒業要件単位 88 単位以上)。進級の認定基準はないが、修業年限内に単位を取得できなかった場合は留年となる。
学修支援等
(概要) 公務員試験対策、大学編入学試験対策、資格試験対策など、通常授業の他、個別で指導を行っている。

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
文化教養		専門課程	行政教養科				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1年	昼	44 単位	198 単位	8 単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
40人	8人	0人	4人(各科共通)	18人(各科共通)	22人(各科共通)		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）開講科目の中から選択履修し（一部自動登録科目あり）、各科目（半期・通年）ごとに単位が認定される。授業は1科目90分で、年間40週（半期20週）を基本としている。授業内容は公務員試験対策及び資格試験対策が中心となっている。
成績評価の基準・方法
（概要）定期試験の点数を基礎とし、これに出席状況・受講態度その他の平常点を考慮し、成績評価を行う。成績表はA～Eの5段階評価で、A～Dの評価を受けた者は単位認定され、Eは単位認定されない。成績評価はGPAを用いている。
卒業・進級の認定基準
（概要）行政教養科を卒業するには、所定の必要単位数を取得しなければならない（卒業要件単位 44 単位以上）。修業年限内に単位を取得できなかった場合は留年となる。
学修支援等
（概要）公務員試験対策、資格試験対策など、通常授業の他、個別で指導を行っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
法律科 52人 (100%)	3人 (5.8%)	35人 (67.3%)	14人 (26.9%)
実務法律科 18人 (100%)	5人 (27.8%)	7人 (38.9%)	6人 (33.3%)
行政教養科 2人 (---%)	0人 (---%)	1人 (50.0%)	1人 (50.0%)
(主な就職、業界等) [各科共通] 国家公務員、地方公務員、国立大学法人等職員、法律関係事務所(司法書士・社労士事務所・行政書士事務所)等への就職。			
(就職指導内容) [各科共通] 授業の選択科目に「キャリアデザイン講座Ⅰ・Ⅱ」2コマ設置。授業終了後にキャリアカウンセリング、担任等による個別指導も。			
(主な学修成果(資格・検定等)) 行政書士、宅地建物取引士、FP技能検定、ビジネス実務法務検定 など			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
法律科 187人	9人	4.8%
実務法律科 43人	7人	16.3%
行政教養科 5人	3人	60.0%
(中途退学の主な理由) 大学編入学試験合格(中央大学併修者)、進路変更(大学受験等)、経済的理由等 ※上記人数は学費未納による除籍者(法律科 6人・実務法律科 3人 行政教養科 3人 計 12人)の人数を含む		
(中退防止・中退者支援のための取組) 担任による面談を随時行い、学生生活・意欲低下等を理由とした中退を防ぐことに努めている。2022年度よりメンタルケアカウンセリングを希望者に実施。 本校の特性上、大学編入学(中央大学併修による)や公務員試験合格といった理由により中退となる場合があり、生徒の目標によって、柔軟に対応している部分もある。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
法律科	160,000 円	480,000 円	160,000 円	
実務法律科	140,000 円	480,000 円	160,000 円	
行政教養科	60,000 円	480,000 円	160,000 円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.chuhou.ac.jp/school/purpose/ 情報公開>自己評価(PDF)		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
外部学校関係者評価委員 (関係業界、専門学校講師、本校卒業生) に本校自己評価委員が自己評価の結果を項目(学校運営・教育活動・学修成果等)ごとに報告し、意見・質問を聴取。これらの意見も参考に自己評価委員が学校運営の改善計画を図っていくものとしている。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
日本司法書士会連合会 (司法書士)	3 年 (令和 3 年度～令和 6 年度)	関係業界
本校 非常勤講師 (学則による教員の規定外)	3 年 (令和 3 年度～令和 6 年度)	専門学校講師
日本司法書士会連合会 (司法書士) 名古屋中央リーガルオフィス 代表	3 年 (令和 3 年度～令和 6 年度)	本校卒業生
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.chuhou.ac.jp/school/purpose/ 情報公開>学校関係者評価(PDF)		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.chuhou.ac.jp/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H123310000115
学校名	中京法律専門学校
設置者名	学校法人 中京法律学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		36人	36人	36人
内 訳	第Ⅰ区分	29人	26人	
	第Ⅱ区分	-	-	
	第Ⅲ区分	-	-	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				36人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人		
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下)	-		
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人		
「警告」の区分に連続して該当	0人		
計	-		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡つて認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期		後半期

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)	0人		
GPA等が下位4分の1	-		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人		
計	-		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。